

令和 4 年 第 2 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 4 年 2 月 2 5 日 (金)

## 色麻町農業委員会議事録

令和4年2月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

### ・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	欠席
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	欠席
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 10名      ・欠席委員 2名

・会議録書記 遠藤 由美      ・事務局長 高橋 康起

議決事項      議案第4号 農地法第3条の規定による許可決定について  
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について  
議案第6号 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は10名、欠席委員2名でございます。  
定足数に達しておりますので、第2回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、8番阿部きよ子委員、9番大泉貞行委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。  
議案第4号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第4号、農地法第3条の規定による許可決定について。  
上記について下記のとおり農業委員会長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号4番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4番 譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地 四竈字新宿〇一〇、地目 田、地積1,042㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を10番早坂成弘委員よりお願いします。

早坂成弘  
委員

それでは、番号4番について、現地確認の報告をいたします。  
去る、2月10日、担当委員 阿部 きよ子 委員、大泉 貞行 委員、それに私と、高橋局長の4名で確認を行いました。  
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。  
申請地の場所は確認してまいりましたが、積雪により管理状況等は確認できなかったことから、担い手支援センターに管理・保全状況等を確認したところ特に問題はなく適正に管理されているとのことでした。  
その旨ご理解いただき、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告いたします。

議長

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、番号4番については、可と決しました。

議長

番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号5番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字伝八〇一〇、地目 田、地積 1,629㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。  
なお、現地確認については積雪により確認することが不可能な場所でありましたので省略させていただきましたが、担い手支援センターに管理・保全状況等を確認したところ特に問題はなく適正に管理されているとのことでしたので、その旨ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明が終わりました。

議長

それでは、ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号5番については、可と決しました。

議長 番号6番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号6番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地一の関字新台通○一  
○ 外1筆、地目 田、地積 2, 300 m<sup>2</sup>、譲渡事由につきましては記載のとおり  
でございます。  
譲受人の ○○ さんは、農業委員会の定める別段の面積基準を超えており、許  
可要件を満たしております。  
また、○○ さんは、当該農地に隣接した農地を所有しており、取得後は地域  
への集約のため、他の所有農地と同様に公社へ貸付することを予定しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を10番 早坂 成弘 委員よりお願いします。

早坂委員 それでは、番号6番について、現地確認の報告をいたします。  
現地調査の日程及び担当委員については、番号4番の報告と同様であり、申請地  
の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。  
こちら申請地の場所は確認してまいりましたが、積雪により管理状況等は確  
認できなかったことから、担い手支援センターに管理・保全状況等を確認したと  
ころ特に問題はなく適正に管理されているとのことでした。  
その旨ご理解いただき、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告とい  
たします。

議長 ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお  
願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号6番については、可と決しました。

議長 番号7番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号7番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字馬古沢○一  
○ 外1筆、地目 田、地積 3, 301 m<sup>2</sup>、譲渡事由につきましては記載のとおり  
でございます。

譲渡人及び譲受人は同居家族であり、大崎市にも約1.8haの農地を所有し自作しております。譲受人の取得後の農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えており、要件を満たしているものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を10番早坂成弘委員よりお願いします。

早坂委員 それでは、番号7番について、現地確認の報告をいたします。

現地調査の日程及び担当委員については、番号4番及び6番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

こちら申請地の場所は確認してまいりましたが、積雪により管理状況等は確認できなかったことから、担い手支援センターに管理・保全状況等を確認したところ特に問題はなく適正に管理されているとのことでした。

その旨ご理解いただき、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告いたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員 譲渡人と譲受人は家族と思われませんが、親子なのか夫婦なのかお尋ねします。

事務局長 お母さんから息子さんへの譲渡になります。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号7番については、可と決しました。

以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第5号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議長

お諮りいたします。

番号15番と番号16番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一括で移動する形式をとっておりますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしですので、一括して審議を行います。

議長

なお、番号16番は、〇〇委員が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

議長

番号15番、番号16番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号15番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田 守彦<sup>もり</sup><sub>ひこ</sub>さん、設定をする土地の所在 高城字宮〇-〇 外3筆、地目 田、地積 3,222㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号16番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している 〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長

内容の説明が終わりました。

採決に入ります。番号15番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号15番は可と決しました。

議長 続きまして、番号16番についてご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号16番は可と決しました。  
【退席者着席後】

議長 お諮りいたします。  
番号17番と番号18番におきましても、農地中間管理事業一括方式でありますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号17番、番号18番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号17番、権利の種類 賃貸借、設定をする者〇〇さん、設定を受ける者宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田<sup>もり</sup>守彦<sup>ひこ</sup>さん、設定をする土地の所在 黒沢字新木戸川〇一〇、地目 田、地積 3, 112 m<sup>2</sup>、適要につきましては記載のとおりでございます。  
番号18番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している 〇〇さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。  
採決に入ります。番号17番についてご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号17番は可と決しました。



議長 続きまして、番号18番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号18番は可と決しました。

議長 お諮りいたします。

番号19番と番号20番におきましても、農地中間管理事業一括方式でありますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号19番、番号20番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号19番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田<sup>もり</sup>守彦<sup>ひこ</sup>さん、設定をする土地の所在 四竈字道命北〇ー〇 外5筆、地目 田、地積 15,664㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号20番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。

採決に入ります。番号19番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号19番は可と決しました。

議長 続きまして、番号20番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号20番は可と決しました。

議長 番号21番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号21番、権利の種類 売買、移転をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田<sup>もりひこ</sup>守彦さん、移転を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新下本町〇一〇 外1筆、地目 田、地積 6,019㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

先月の総会でご可決いただきましたみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用した○○さんから公社への売買の登記が完了しましたので、公社から○○さんへの売り渡しを行うものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号21番は可と決しました。

議長 番号22番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号22番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字境野沢一番〇一〇 外14筆、地目 田、地積 42,748㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

大泉委員 先日の相談の際に〇千円の箇所が含まれていると思ったのですが如何ですか。

事務局長 確認したところ15筆のうち〇千円の箇所が3筆含まれておりました。議案書の修正をお願いします。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号22番は可と決しました。

議長 番号23番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号23番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新大原〇-〇 外5筆、地目 田、地積 8, 394㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号23番は可と決しました。

議長 番号24番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号24番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新上本町〇-〇 外4筆、地目 田、地積 10, 431㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

早坂成弘委員 確認です。議案書に賃借料〇万円と〇千円の記載がありますが、こちらも先ほど同様に〇万円の所と〇千円の所があるということですか。

事務局長 こちらも先ほどと同様で、全部で5筆のうち2筆が5千円ということでありませ

早坂成弘  
委員

田んぼの状況が悪いといったことでしょうか。

議 長

そういうことになると思います。具体的な場所は焼切になります。

議 長

他にありませんか。

畑中委員

番号23番、24番を受ける方は、実際に農家をされているのでしょうか。借りて又貸ししているとかではありませんね。

議 長

共同作業をしている方で、今回は代表してという形のようにです。

議 長

他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号24番は可と決しました。

議 長

番号25番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号25番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 大字新手倉〇一〇 外3筆、地目 田、地積 7, 676 m<sup>2</sup>、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である ○○ さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号25番は可と決しました。

議 長

番号26番は、○○ 委員が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了

まで退席していただきます。

議長 番号26番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号26番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇一〇 外19筆、地目 田、地積 9, 276㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号26番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 番号27番は、○○委員の同居の親族が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

議長 番号27番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号27番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 清水字新西原〇一〇、地目 田、地積 771㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号27番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 番号28番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号28番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字新山下○-○ 外4筆、地目 田、地積 7, 824㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号28番は可と決しました。

議長 番号29番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号29番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字新山下○-○ 外1筆、地目 田、地積 1, 231㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号29番は可と決しました。

議長 番号30番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号30番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新山下○-○ 外5筆、地目 田、地積 10, 918㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定新規就農者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号30番は可と決しました。

議長 番号31番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号31番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新荒井○ー○ 外9筆、地目 田、地積 21, 808㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号31番は可と決しました。

議長 番号32番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号32番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新高野○ー○ 外14筆、地目 田、地積 16, 336㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号32番は可と決しました。

議長 番号33番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号33番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新柳町〇一〇 外3筆、地目 田、地積 4, 109㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号33番は可と決しました。

議長 番号34番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号34番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇一〇、地目 田、地積 2, 405㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号34番は可と決しました。

議長 番号35番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号35番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新白山〇一〇 外1筆、地目 田、地積 4, 191㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定し



ていた認定農業者である ○○ さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号35番は可と決しました。

議長 番号36番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号36番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇一〇 外5筆、地目 田、地積 6, 215 m<sup>2</sup>、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○ さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号36番は可と決しました。

議長 番号37番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号37番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 清水字志田際〇一〇 外17筆、地目 田、地積 26, 947 m<sup>2</sup>、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○ さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議長 全員賛成ですので、番号37番は可と決しました。
- 議長 番号38番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号38番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 平沢字沼野山○ー○ 外1筆、地目 田、地積 9,628㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号38番は可と決しました。
- 議長 番号39番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号39番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 高根字新浜ノ沢○ー○ 外1筆、地目 田、地積 5,637㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号39番は可と決しました。
- 議長 番号40番は、○○委員が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。
- 議長 番号40番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号40番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 王城寺字沢口山○-○ 外1筆、地目 田、地積 15, 596㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○ さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員 再設定と言うことですが、総額○万円というと10アール当たり○千円だと思えますが、前回の設定も同じですか。

次長 10アール当たり○万円でした。

議長 条件が悪い所で草地になっていたかと思われます。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号40番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 以上で、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第6号、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第6号 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議 長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号1番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益  
社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺 田 守 彦<sup>もり ひこ</sup>さん、設定を受ける者 ○  
○さん、設定をする土地の所在 清水字志田際○一○ 外15筆、地目 田、地積  
39, 516㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、農地の所在する地域の認定農業者への集積ござ  
います。

議 長 内容の説明が終わりました。  
採決に入ります。番号1番についてご発言いただきます。

菅原委員 賃借料は物納とありますが実際は何を物納されるのか。

事務局長 米を直接持ち込むということであります。

議 長 他にありませんか。  
【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお  
願いします。  
【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。  
以上で、第6号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定については、原案  
のとおり可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第2回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時27分  
閉会時刻：午前10時25分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年2月25日  
議 長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署名委員 阿部 きよ子 ⑩

署名委員 大泉 貞行 ⑩